

仕 様 書

1 契約名

鹿児島市すこやか子育て交流館他2施設照明器具 LED 化業務委託契約

2 履行場所

すこやか子育て交流館（鹿児島市与次郎一丁目10番17号）

城南児童センター（鹿児島市城南町4番19号）

南部親子つどいの広場（鹿児島市西谷山一丁目3番2号）

3 対象機器

照明は次の各条件を満たすLED製品であること。

なお、各条件を満たすことを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

(1) 適用規格

本仕様書において特に規定がないものは、JIS C 8105-1「照明器具－第1部 安全性要求事項通則」に準拠するものとする。

(2) 構造

① 本業務の設置場所における使用環境で耐え得る構造であること。

② 電気用品安全法（PSE法）の認定を受けPSEマーク付きのものとする。

(3) メーカー

① 一般社団法人日本照明工業会に入会していること。

② 照明器具の製造・販売の実績が10年以上であること。

4 設置場所及び数量

別表「製品仕様書一覧表」及び図面のとおり

「製品仕様書一覧」に記載している品番は参考とし、既設器具を確認の上、設置後の照度測定において建築基準法を満たす照明器具とすること。

5 業務の範囲

(1) 設置場所及び照明器具等の現地調査

(2) 照明器具の調達及び設置（既設照明器具等の撤去及び処分含む）

6 設置場所及び照明器具等の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び別表に基づき、蛍光灯照明器具等の設置状況や電源状況等について現地調査を行うこと。

現地に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

7 LED照明器具等の調達及び設置

(1) 事前協議等

- ① 現地調査後、市の施設担当者とスケジュール等について協議を行ったうえで、書面で工程表及び体制表等を提出し、市の承諾を得ること。なお、照明器具等の設置は原則として、施設の業務に支障のない休館日等を実施するものとする。ただし、開館日も作業ができる箇所については、協議して行えるものとする。

また、照明器具設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合や体制表等の変更があった場合は協議を行い、市の承諾を得たうえで変更すること。

- ② 現地調査等の結果を踏まえ、別紙に適合しているメーカー標準仕様の照明器具を選定すること。選定後、資料を提出し、市の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具の設置

- ① 既存の蛍光灯照明器具等を撤去し、調達した照明器具を設置すること。
- ② 施工にあたっては、安全管理及び現場管理には最新の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。万一、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに市の担当者にも速やかに報告すること。特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合においては、報告後、速やかに復旧すること。
- ③ 撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- ④ LED照明器具の設置に関しては本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。
- ⑤ 現地調査を行い、既存の照明器具等の撤去及び調達した照明器具の設置に足場が必要になる場合は、施設管理者と協議の上、設置すること。

(3) LED照明器具の設置の記録

① 写真撮影

工程に沿って、下記の内容について写真撮影を行うこと。

- ア 既存蛍光灯器具の設置状況
- イ 作業状況（使用材料及び撤去品含む）
- ウ 照明器具の設置状況（消灯時及び点灯時）
- エ 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む）

② 図面等の修正

契約締結後に市の担当者から提供される図面等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。なお、この図面等の修正は設置したLED照明器具等の情報を追加することとし、CAD等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実績報告書の提出等

① 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

② 実績報告書の提出

自主検査後の実施後、市に下記の内容を記した実績報告書を提出し、合わせて自主検査の結果を報告すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

- ア 作業状況写真
- イ LED照明等機器一覧
- ウ LED照明器具等取扱説明書
- エ LED照明器具等保証書（写し）
- オ LED照明器具等取替前後の照度測定結果
- カ その他関係機関の届出

8 その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、地域経済の活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。